

平成26年4月15日
第1回総合計画審議会
資料 2

上越市総合計画審議会条例

昭和46年7月30日

条例第86号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上越市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係諸団体の役員及び職員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 4 8 年条例第 3 7 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 4 8 年 7 月 1 6 日から施行する。

~ 附則一部省略 ~

附 則 (平成 2 5 年条例第 5 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。